

23/09/20 修正版

第55回（令和5年度）

社会保険労務士試験

TAC社会保険労務士講座

模範解答 （解答解説）

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による解答について保証するものではありません。

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 1〕 正解 E

法26条、昭和27.8.7基収3445号。法26条の「使用者の責に帰すべき事由」には、全1日の休業だけでなく、1日の一部を休業した場合（設問では半日休業）も含まれる。法26条の休業手当は、平均賃金の100分の60以上の金額（7,000円×0.6=4,200円以上）を支払わなければならないとされているが、設問の場合、現実労働した分の賃金として100分の60以上の額（5,000円）が支払われているので、休業手当を支払う必要はない。したがって、Eが正しい。

〔問 2〕 正解 E（ウとエとオ）

ア × 法34条2項、則31条。「道路による貨物の運送の事業」では、休憩を一斉に与える必要はないが、「倉庫における貨物の取扱いの事業」では、休憩を一斉に与えなければならない。

イ × 法34条、昭和23.5.10基収1582号。一昼夜交替制においても法律上は、労働時間の途中において、法34条1項の休憩を与えればよいとされている。

ウ ○ 法34条3項、昭和23.10.30基発1575号。設問の通り正しい。

エ ○ 法34条1項。設問の通り正しい。

オ ○ 法34条、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 A

A × 法63条、法64条の2,1号。妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後1年を経過しない女性については、坑内で行われるすべての業務に就かせてはならない。

B ○ 法65条2項、昭和26.4.2婦発113号。設問の通り正しい。

C ○ 法19条1項、昭和25.6.16基収1526号。設問の通り正しい。

D ○ 法60条1項、法66条2項、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。

E ○ 法61条、法62条、法63条。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 B

A × 法2条。「使用者は労働者に労働組合の設立を促すように努めなければならない」とは規定されていない。

B ○ 法3条。設問の通り正しい。

C × 法5条、昭和63. 3. 14基発150号。「監禁」とは、労働者の身体の自由を拘束することをいい、必ずしも物質的障害をもって手段とする必要はない。

D × 法6条、昭和34. 2. 16 33基収8770号。法人が業として他人の就業に介入して利益を得た場合、当該法人のために実際の介入行為を行った行為者たる従業員については、現実には利益を得ていなくても法6条違反が成立する。

E × 法9条、法10条。法9条にいう労働者であっても、その者が同時にある事項について権限と責任を持っていれば、その事項については、その者が法10条の使用者となる場合がある。また、法10条の使用者は、企業内で比較的地位の高い取締役、工場長、部長、課長等の者から、作業現場監督員、職場責任者等といわれる比較的地位の低い者に至るまで、その権限と責任に応じて、あるいは特定の者のみが、あるいは並列的に複数の者が該当することとなる。

〔問 5〕 正解 A

A × 法13条、法14条1項、平成15. 10. 22基発1022001号。設問の場合は、法14条1項に規定する上限期間を定めたものとなる。

B ○ 法15条、昭和23. 11. 27基収3514号。設問の通り正しい。

C ○ 法17条、昭和63. 3. 14基発150号。設問の通り正しい。

D ○ 法22条、平成11. 3. 31基発169号。設問の通り正しい。

E ○ 法19条、法20条、昭和63. 3. 14基発150号。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 C

- A × 法24条1項、昭和63.3.14基発150号。労働者の親権者その他法定代理人に支払うことも、直接払の原則に違反することになる。
- B × 法24条1項ただし書、則6条の2,1項。「労働者の過半数を代表する者」は、設問のほかに、「法41条2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと」という要件も満たさなければならない。
- C ○ 法24条2項。設問の通り正しい。
- D × 法24条1項、法25条。設問の法25条（非常時払）による賃金の支払についても、法24条1項の規定が適用される。
- E × 最二小昭和62.7.17ノース・ウエスト航空事件。定期航空運輸事業を営む会社に法令違反の疑いがあったことから、労働組合がその改善を要求して部分ストライキを行った場合であっても、同社がストライキに先立ち、労働組合の要求を一部受け入れ、一応首肯しうる改善案を発表したのに対し、労働組合がもっぱら自らの判断によって当初からの要求の貫徹を目指してストライキを決行したなど判示の事情があるときは、右ストライキにより労働組合所属のストライキ不参加労働者の労働が社会観念上無価値となったため同社が右不参加労働者に対して命じた休業は、労働基準法26条の「使用者の責に帰すべき事由」によるものといえることができないとするのが最高裁判所の判例である。

〔問 7〕 正解 C

- A ○ 法36条2項4号、平成30.12.28基発1228第15号。設問の通り正しい。
- B ○ 令和3.9.14厚労告335号。設問の通り正しい。
- C × 法38条1項、令和2.9.1基発0901第3号。法34条に定める休憩に関する規定の適用については、労働時間は通算されない。
- D ○ 最二小昭和62.7.10弘前電報電話局事件。設問の通り正しい。
- E ○ 法32条、平成29.1.20基発0120第3号。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 E

- A ○ 法37条1項、令12条1項1号。設問の通り正しい。設問のボイラーは、特定機械等に該当する。
- B ○ 法37条1項、令12条1項3号。設問の通り正しい。設問のクレーンは、特定機械等に該当する。
- C ○ 法37条1項、令12条1項4号。設問の通り正しい。設問の移動式クレーンは、特定機械等に該当する。
- D ○ 法37条1項、令12条1項6号。設問の通り正しい。設問のエレベーターは、特定機械等に該当する。
- E × 法37条1項、令12条。「機体重量が3トン以上の車両系建設機械」は、特定機械等に該当しない。

〔問 9〕 正解 D

- A ○ 特化則38条の21他。設問の通り正しい。
- B ○ 令別表第4、13号、鉛則1条5号リ他。設問の通り正しい。
- C ○ 令別表第6の2、37号、有機則1条1号、2号、6号リ他。設問の通り正しい。
- D × 令20条9号、高圧則1条の2、3号、同則8条、同則9条、同則12条他。設問の潜水業務は、「酸素欠乏症等防止規則」ではなく「高気圧作業安全衛生規則」の適用がある。
- E ○ 則36条5号、則151条の16～則151条の26他。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 A

- A ○ 法66条の4。設問の通り正しい。なお、設問文に「労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断」とあるが、当該健康診断は医師による健康診断であるので、設問の意見聴取は「医師」から行うこととなると考えられる。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- B × 法66条1項、則43条。設問文中の「6月を経過しない者」を、「3月を経過しない者」とすると正しい記述となる。
- C × 則52条1項。定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないのは、常時「50人以上」の労働者を使用する事業者である。
- D × 則51条の4。定期健康診断の結果は、当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に限らず、当該健康診断を受けたすべての労働者に通知しなければならない。
- E × 法66条5項。労働者は、労働安全衛生法の規定により事業者が行う健康診断を受けなければならないが、事業者の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行う同法の規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでないとされている。

労働者災害補償保険法
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 E

- A ○ 平成23. 12. 26基発1226第1号。設問の通り正しい。
- B ○ 平成23. 12. 26基発1226第1号。設問の通り正しい。
- C ○ 平成23. 12. 26基発1226第1号。設問の通り正しい。
- D ○ 平成23. 12. 26基発1226第1号。設問の通り正しい。
- E × 平成23. 12. 26基発1226第1号。単独の出来事の心理的負荷が「弱」である複数の出来事が関連なく生じている場合、原則として全体評価も「弱」となる。

〔問 2〕 正解 C

- A × 則14条2項。同一の業務災害により身体障害が2以上ある場合には、重い方の身体障害の該当する障害等級による。したがって、重い方の身体障害である「第12級」となる。
- B × 則14条2項。Aの解説参照。
- C ○ 則14条2項。設問の通り正しい。Aの解説参照。
- D × 則14条2項。Aの解説参照。
- E × 則14条2項。Aの解説参照。

〔問 3〕 正解 E (ア～オの五つ)

- ア ○ 令和3. 9. 14基発0914第1号。「狭心症」は、認定基準で取り扱われる対象疾病に含まれる。
- イ ○ 令和3. 9. 14基発0914第1号。「心停止（心臓性突然死を含む。）」は、認定基準で取り扱われる対象疾病に含まれる。

- ウ ○ 令和3.9.14基発0914第1号。「重篤な心不全」は、認定基準で取り扱われる対象疾病に含まれる。
- エ ○ 令和3.9.14基発0914第1号。「くも膜下出血」は、認定基準で取り扱われる対象疾病に含まれる。
- オ ○ 令和3.9.14基発0914第1号。「大動脈解離」は、認定基準で取り扱われる対象疾病に含まれる。

〔問 4〕 正解 B（ア・エの二つ）

- ア ○ 法別表第1、令2条。設問の通り正しい。
- イ × 法別表第1。社会保険給付との調整は、同一の事由により、労災保険の保険給付と国民年金、厚生年金保険の年金給付とが支給される場合に行われる。したがって、「障害補償年金」は、減額調整されない。
- ウ × 法別表第1。社会保険給付との調整は、同一の事由により、労災保険の保険給付と国民年金、厚生年金保険の年金給付とが支給される場合に行われる。したがって、「遺族補償年金」は、減額調整されない。
- エ ○ 法別表第1、令2条。設問の通り正しい。
- オ × 法別表第1。社会保険給付との調整は、同一の事由により、労災保険の保険給付と国民年金、厚生年金保険の年金給付とが支給される場合に行われる。したがって、「障害補償年金」は、減額調整されない。

〔問 5〕 正解 D

- A × 法16条の2,1項。夫が遺族補償年金の受給資格者となるには、妻の死亡の当時60歳以上であるか、又は厚生労働省令で定める障害の状態にあることを要する。
- B × 法16条の2,1項。障害基礎年金を受給していた場合に、「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとはいえない」とする規定はない。労働者の死亡の当時、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子は、厚生労働省令で定める障害の状態（身体に障害等級の第

5級以上に該当する障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態)にあるときは、遺族補償年金の受給資格者となる。

- C × 法16条の2,2項。労働者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、遺族補償年金の受給資格者に係る規定の適用については、将来に向かって、その子は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなされる。
- D ○ 法16条の2,1項、平成2.7.31基発486号。設問の通り正しい。
- E × 法16条の4。設問のような規定はない。

【問 6】 正解 E

- A × 法38条1項。労災保険給付に関する決定に不服のある者は、「労働者災害補償保険審査官」に対して審査請求を行うことができる。
- B × 法38条2項。審査請求をした日から「3か月」を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものと同みなすことができる。
- C × 法40条。処分取消しの訴えは、当該処分についての「審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定」を経た後でなければ、提起することができない。
- D × 法38条1項。審査請求の対象となるのは「保険給付に関する決定」であるが、保険給付に関する決定とは、直接、受給権者の権利に法律的效果を及ぼす処分のことをいい、決定の前提にすぎない要件事実の認定（傷病の治癒日等の認定、業務上外の認定、給付基礎日額の認定等）は、審査請求の対象とならない。

- E ○ 法38条1項。設問の通り正しい。審査請求をすることができる者（審査請求人適格を有する者）は、「保険給付に関する決定に不服のある者」をいい、原処分を受けた者のほか、原処分を受けた者〔遺族（補償）等給付の不支給決定処分を受けた者を除く。〕が請求前に死亡した場合の相続人も審査請求人適格を有する。

〔問 7〕 正解 E

- A × 令和2.8.21基発0821第2号。設問の場合、給付基礎日額は、甲会社・乙会社・丁会社それぞれにつき算定した給付基礎日額相当額を合算した額となる。複数業務要因災害として認定される場合については、どの事業場においても業務と疾病等との間に相当因果関係が認められないものであることから、遅発性疾病等の診断が確定した日においていずれかの事業場に使用されている場合は、当該事業場について当該診断確定日以前3か月に支払われた賃金により給付基礎日額相当額を算定する。この場合、遅発性疾病等の診断が確定した日から3か月前の日を始期として、遅発性疾病等の診断が確定した日までの間に他の事業場から賃金を受けている場合は、当該事業場の給付基礎日額相当額について、当該3か月間において支払われた賃金により算定することとし、遅発性疾病等の診断が確定した日から3か月前の日を始期として、遅発性疾病等の診断が確定した日までの間に他の事業場から賃金を受けていない場合は、当該他の事業場に係る給付基礎日額相当額を算定する必要はない。設問の場合、脳血管疾患を発症した日（遅発性疾病等の診断が確定した日）に事業場（甲、乙、丁）に使用されているため、脳血管疾患を発症した日以前3か月に支払われた賃金により給付基礎日額相当額を算定する。また、この場合、脳血管疾患を発症した日から3か月前の日を始期として、当該発症日までの間に他の事業場から賃金を受けている場合は、その事業場についても給付基礎日額相当額を算定することとなるが、丙に使用されていたのは脳血管疾患を発症した日の6か月前から4か月前までであるから、丙においては給付基礎日額相当額は算定しない。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- B × 令和2.8.21基発0821第2号。Aの解説参照。
- C × 令和2.8.21基発0821第2号。Aの解説参照。
- D × 令和2.8.21基発0821第2号。Aの解説参照。
- E ○ 令和2.8.21基発0821第2号。設問の通り正しい。Aの解説参照。

〔問 8〕 正解 E

- A ○ 法13条、則21条1項、則21条の2、則別表第4。設問の通り正しい。設問の場合の第1種特別加入保険料の額は、 $12,000円 \times 365 \times 4 / 1000 = 17,520円$ となる。
- B ○ 法13条、則21条2項、則21条の2。設問の通り正しい。
- C ○ 法14条1項、則22条、則23条、則別表第4、第5。設問の通り正しい。第2種特別加入保険料率は、事業又は作業の種類ごとに、最高1000分の52から最低1000分の3の範囲内で定められているため、設問の場合の第2種特別加入保険料の額は、 $12,000円 \times 365 \times 52 / 1000 = 227,760円$ により、227,760円を超えることはない。
- D ○ 法14条1項、則23条、則別表第5、労災則46条の17,1号。設問の通り正しい。
- E × 法14条の2,1項、則23条の2、則23条の3。第3種特別加入保険料率は、一律に1000分の3と定められているため、設問の場合の第3種特別加入保険料の額は、 $12,000円 \times 365 \times 3 / 1000 = 「13,140円」$ である。

〔問 9〕 正解 D

- A ○ 法33条1項、平成12. 3. 31発労徴31号。設問の通り正しい。
- B ○ 法33条1項、則62条3項、昭和50. 3. 25発労徴17号。設問の通り正しい。
- C ○ 法33条1項、2項、平成12. 3. 31発労徴31号。設問の通り正しい。
- D × 法35条2項、平成25. 3. 29基発0329第7号。設問の追徴金の徴収については、労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるため、その限度で、当該労働保険事務組合は、政府に対して当該追徴金の納付責任を負うことになる。
- E ○ 法33条1項、則62条2項、平成25. 3. 29基発0329第7号。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 C

- A ○ 法9条、則10条1項、昭和40. 7. 31基発901号。設問の通り正しい。
- B ○ 法9条、則10条1項1号。設問の通り正しい。継続事業の一括をするためには、それぞれの事業について成立している保険関係に同一性があることが必要である。
- C × 法9条、則10条1項2号、昭和40. 7. 31基発901号。継続事業の一括をするためには、それぞれの事業が、労災保険率表による事業の種類を同じくする必要があり、雇用保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業についても、この要件を必要とする。
- D ○ 法9条、則10条1項1号、昭和40. 7. 31基発901号。設問の通り正しい。
- E ○ 法9条、則10条2項、3項、則76条2号。設問の通り正しい。指定される事業は、一括される事業のうち、労働保険事務を的確に処理する事務能力を有すると認められるものに限られるため、当該事業主の希望する事業と必ずしも一致しない場合がある。

雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 E

- A ○ 法4条1項、行政手引20351。設問の通り正しい。
- B ○ 法4条1項、行政手引20351。設問の通り正しい。
- C ○ 法4条1項、行政手引20351。設問の通り正しい。
- D ○ 法4条1項、行政手引20352。設問の通り正しい。
- E × 法4条1項、行政手引20352。設問の技能実習生は、受入先の事業主と雇用関係にあるので、被保険者となる。

〔問 2〕 正解 A

- A ○ 法15条5項、行政手引51254。設問の通り正しい。
- B × 法15条5項、行政手引51254。設問のように民間職業紹介機関へ登録をし、求人情報を閲覧したのみでは、求職活動実績として取り扱われない。
- C × 法15条5項、行政手引51251。設問の場合、前回の認定日から「当該認定日」までの期間について失業の認定をすることができる。失業の認定日が就職日の前日である場合は、当該認定日を含めた期間（前回の認定日から当該認定日までの期間）について失業の認定をすることもできるとされている。また、設問の認定日の翌日は就職日であるため、失業の認定は行われない。
- D × 法15条5項、行政手引51254。求職活動実績の確認については、失業認定申告書に記載された受給資格者の自己申告に基づいて判断することを原則とし、求職活動に利用した機関や応募先事業所の証明等（確認印等）は求めないこととされている。
- E × 法15条5項、行政手引51256。受給資格者が被保険者とならないような派遣就業を行った場合は、通常、その雇用契約期間が「就職」していた期間であることとされるため、当該期間については失業の認定は行われない。

〔問 3〕 正解 B

- A ○ 法4条4項、法17条1項、行政手引50503。設問の通り正しい。
- B × 法4条4項、法17条1項、行政手引50453。設問の住宅手当は、賃金日額の算定の基礎に含まれる。
- C ○ 法19条3項、則29条。設問の通り正しい。
- D ○ 法18条3項、則28条の5。設問の通り正しい。
- E ○ 法17条3項、平成26.7.17厚労告292号。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 C

- A × 法24条1項、則24条1項、行政手引52354。公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が2年を超えるものを除く。）を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当が支給されるが、この基本手当に係る失業の認定は、公共職業訓練等受講証明書を所定の認定日（1月に1回）の都度提出させて行うこととされている。したがって、訓練延長給付の支給を受ける者も、失業の認定を受けることとなる。
- B × 法24条1項。受給資格者が公共職業安定所長の指示により、公共職業訓練等（その期間が2年を超えるものを除く。）を受けるために待期している期間については、90日を限度として、訓練延長給付の支給対象となる。
- C ○ 法24条2項、令5条1項。設問の通り正しい。
- D × 法24条、行政手引52354。訓練延長給付を受ける者が所定の訓練期間終了前に中途退所した場合において、訓練延長給付に係る公共職業訓練等受講開始時に遡って訓練延長給付を返還しなければならないとする規定はない。なお、中途退所した場合には、「その退所の日後の日」については失業の認定を行わないこととされている。
- E × 法15条3項、法24条1項、令3条、行政手引52351、行政手引52702。設問の認定職業訓練は、訓練延長給付の対象となる公共職業訓練等として指示することができる。

〔問 5〕 正解 C (イとエ)

ア × 法56条の3, 1項2号、則32条1号、則82条の3。設問の「障害者雇用促進法に定める身体障害者が1年以上引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いた場合」には、就業促進手当のうち常用就職支度手当が支給され得る。常用就職支度手当は、受給資格者にあつては、「当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満であるもの」が支給の要件とされているため、設問の者は、その他の要件を満たせば就業促進手当(常用就職支度手当)を受給することができる。

イ ○ 法56条の3, 2項、則82条の4。設問の通り正しい。

ウ × 則86条。移転費は、雇用期間が1年未満の職業に就く場合には、支給されない。

エ ○ 法56条の3, 1項1号イ、3項1号、則82条の2、行政手引57001。設問の通り正しい。

オ × 則100条の2、則100条3。設問の「100分の30」を「100分の20」と読み替えると正しい記述となる。

〔問 6〕 正解 D

A～E 法61条の7, 1項、2項、4項、5項、行政手引59503-2。

- ・設問の者は一般被保険者であり、みなし被保険者期間の要件を満たしているため、育児休業を取得した場合には育児休業給付金が支給され得る。
- ・産前産後休業期間は育児休業給付金の支給対象となる育児休業に含まれない。
- ・3回目以降の育児休業に対しては、厚生労働省令で定める場合に該当するものを除き、育児休業給付金は支給されない。
- ・育児休業給付金の支給に係る支給単位期間とは、育児休業をした期間を、育児休業開始日又は休業開始応当日から各翌月の休業開始応当日の前日(当該育児休業を終了した日の属する月にあつては、育児休業を終了した日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

以上により、設問における育児休業給付金の支給対象となり得る育児休業の支給単位期間は、「令和6年2月4日～同年5月3日」の3か月及び「令和6年6月10日～同年8月9日」の2か月の、計5か月となる。

〔問 7〕 正解 A

- A ○ 法60条の2,1項、行政手引58151。設問の通り正しい。
- B × 則101条の2の11、行政手引58015。設問の支給申請は、疾病又は負傷
その他在職中であること等のやむを得ない理由があると認められない限り、
社会保険労務士によって行うことはできない。
- C × 則101条の2の11の2,1項1号。設問の教育訓練給付金及び教育訓練支援
給付金受給資格確認票を提出する際には、職務経歴書等記録書を添付しなけ
ればならない。
- D × 則101条の2の11,1項。設問の教育訓練給付金支給申請書は、一般教育
訓練を「修了した日の翌日から起算して1か月以内」に提出しなければならない。
- E × 則101条の2の12,1項。設問の教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金
受給資格確認票は、専門実践教育訓練を「開始する日の1か月前まで」に提
出しなければならない。

〔問 8〕 正解 C

- A × 法19条1項、4項、法27条1項。確定保険料については、所定の納期限ま
でに確定保険料申告書を提出しなかった場合は、所轄都道府県労働局歳入徴
収官が認定決定をし、事業主に通知してこれを納付させることとなるので、
この場合に、法27条に基づく督促が行われるのは、この通知があってもなお
法定納期限（通知を受けた日から15日以内）までに納付しなかったときに限
られる。

- B × 法5条、法19条1項、則38条1項。設問の場合は、「同年12月20日」までに確定保険料申告書を提出しなければならない。保険年度の中途に保険関係が消滅した場合には、保険関係が消滅した日から50日以内に確定保険料申告書を提出しなければならず、設問の場合は、保険関係消滅日は令和4年11月1日であり、提出期限は同年12月20日となる。
- C ○ 法15条1項、法19条1項、則24条3項、則33条2項。設問の通り正しい。継続事業については、通常の場合には、確定保険料の申告・納付期限は概算保険料の申告・納付期限と同日となるため、確定保険料の申告及び納付手続と概算保険料の申告及び納付手続とを同一の用紙により一括して行うことができる。
- D × 法18条、則27条1項。設問の事業主は、労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託しているので、概算保険料の額にかかわらず、延納の申請を行うことができる。
- E × 法18条、則28条1項。設問の場合は、申請により、令和4年5月1日から7月31日までを第1期、令和4年8月1日から11月30日までを第2期、令和4年12月1日から令和5年3月31日までを第3期、令和5年4月1日から7月31日までを第4期、令和5年8月1日から11月30日までを第5期、令和5年12月1日から令和6年2月28日までを第6期として、6回に分けて概算保険料を納付することができ、第1期に納付すべき概算保険料の額は、 $120 \text{万円} \div 6 = \text{「20万円」}$ となる。

〔問 9〕 正解 A

- A ○ 法32条1項、則60条。設問の通り正しい。
- B × 則42条1項。申請書は、「所轄都道府県労働局歳入徴収官」ではなく、「所轄公共職業安定所長」に提出する。

- C × 法23条3項、則44条。設問の後半が誤り。納付印を押すことによって印紙保険料を納付することができるのであり、納付印を押した後、納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を所轄都道府県労働局歳入徴収官に納付する必要はない。
- D × 則43条2項3号。設問の「1年間」は、正しくは「6月間」である。
- E × 法23条2項、法46条1号。日雇労働被保険者を使用する事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に貼付することを故意に怠り、印紙保険料を納付しなかった場合は、法46条の罰則が適用され、6月以下の懲役又は「30万円以下の罰金」に処せられる。

〔問 10〕 正解 E

- A × 法2条3項。設問の「所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長」は、正しくは「厚生労働大臣」である。
- B × 法11条3項、則12条2号、労災保険法3条2項。労災保険に係る保険関係が成立している立木の伐採の事業であって、賃金総額を正確に算定することが困難なものについて、賃金総額の特例が認められているのであり、国の行う事業については、労災保険法が適用されないため、賃金総額の特例の問題も発生しない。
- C × 法12条2項。設問は、「雇用保険率」ではなく、「労災保険率」の規定である。労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとされている。
- D × 法12条5項。厚生労働大臣は、労働保険徴収法第12条第5項の場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、「1年以内の期間を定め」、雇用保険率を同項に定める率の範囲内において変更することができる」とされており、1年間より短い期間で変更することができる。
- E ○ 法12条6項、法31条1項1号、3項。設問の通り正しい。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 C

- A ○ 厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査（企業調査）」。設問の通り正しい。
- B ○ 厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査（企業調査）」。設問の通り正しい。
- C × 厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査（企業調査）」。企業規模5,000人以上では、約6割（57.4%）であるので誤り。
- D ○ 厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査（企業調査）」。設問の通り正しい。
- E ○ 厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査（企業調査）」。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 B

- A ○ 厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査（事業所調査）」。設問の通り正しい。
- B × 厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査（事業所調査）」。自己啓発に対する支援の内容としては、「受講料などの金銭的援助」の割合（78.0%）が最も高く、「教育訓練機関、通信教育等に関する情報提供」（41.7%）、「自己啓発を通して取得した資格等に対する報酬」（41.5%）と続いているので誤り。
- C ○ 厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査（事業所調査）」。設問の通り正しい。
- D ○ 厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査（事業所調査）」。設問の通り正しい。
- E ○ 厚生労働省「令和3年度能力開発基本調査（事業所調査）」。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 A

- A ○ 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査(事業所調査)」。設問の通り正しい。
- B × 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査(事業所調査)」。「無期雇用パートタイムを雇用している」の割合(51.4%)が最も高く、次いで「有期雇用パートタイムを雇用している」(27.1%)、「有期雇用フルタイムを雇用している」(23.2%)の順となっているので誤り。
- C × 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査(事業所調査)」。「有期雇用フルタイム」では「定年退職者の再雇用のため」(61.9%)、「経験・知識・技能のある人を採用したいため」(31.4%)、「正社員の代替要員の確保のため」(25.2%)が上位3つを占めており、また、「有期雇用パートタイム」における「定年退職者の再雇用のため」の割合は6割を超えていない(37.5%)ので誤り。
- D × 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査(事業所調査)」。いずれの就業形態においても「日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練(OJT)」が最も高くなっているので誤り。
- E × 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査(事業所調査)」。「人事評価の結果」の割合(67.7%)が最も高く、次いで「パートタイム・有期雇用労働者の所属する部署の上司の推薦」(48.8%)、「(一定の)職務経験年数」(41.1%)の順となっているので誤り。

〔問 4〕 正解 E

- A ○ 最二小令和4.3.18山形大学事件。設問の通り正しい。
- B ○ 職業安定法5条の5,1項、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針(令和5.3.31厚労告165号)」。設問の通り正しい。
- C ○ 育児介護休業法21条1項。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D ○ 平成24. 11. 12職高発1112第1号。設問の通り正しい。
- E × 青少年雇用促進法15条。設問の「300人以上」は「300人以下」であるので誤り。

〔問 5〕 正解 D

- A × 社労士法施行規則12条の10。依頼をしようとする者が請求しなかったときであっても、あらかじめ報酬の基準を明示する義務があるので誤り。
- B × 社労士法19条、社労士法施行規則15条。設問の帳簿及び関係書類は、帳簿閉鎖の時から「2年間」保存しなければならないので誤り。
- C × 社労士法25条の11, 1項、同法25条の12。社会保険労務士法人を設立するために厚生労働大臣の認可を受ける必要はないので誤り。
- D ○ 社労士法25条の18, 2項。設問の通り正しい。
- E × 社労士法25条の22の6, 1項、2項。設問の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができないので誤り。

〔問 6〕 正解 C

- A × 確拠法2条12項。設問文中の「個人型年金加入者又はは個人型年金加入者であった者のみ」及び「個人型年金のみ」が誤り。「個人別管理資産」とは、「企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であった者」又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であった者に支給する給付に充てべきものとして、一の「企業型年金」又は個人型年金において積み立てられている資産をいう。
- B × 確拠法13条1項、2項。設問の選択は、その者が2以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日から起算して「10日以内」にしなければならない。なお、設問の前段の記述は正しい。
- C ○ 確拠法34条。設問の通り正しい。
- D × 確拠法68条1項。個人型年金加入者は、政令で定めるところにより、年「1回」以上、定期的に掛金を拠出するとされている。

- E × 確拠法70条1項。個人型年金加入者掛金の納付先は、「国民年金基金連合会」である。

〔問 7〕 正解 D

- A ○ 船保法11条。設問の通り正しい。
- B ○ 船保法24条。設問の通り正しい。
- C ○ 船保法73条1項。設問の通り正しい。
- D × 船保法95条。行方不明手当金の支給を受ける期間は、被保険者が行方不明となった日の翌日から起算して「2か月」ではなく「3か月」を限度とする。
- E ○ 船保法114条。設問の通り正しい。なお、疾病任意継続被保険者に関する保険料は、全国健康保険協会が徴収する。

〔問 8〕 正解 D

- A × 介保法3条1項。介護保険を行うのは、市町村及び特別区である（都道府県は含まれない。）。
- B × 介保法8条25項。「介護保険施設」とは、指定介護老人福祉施設（都道府県知事が指定する介護老人福祉施設）、「介護老人保健施設」及び介護医療院をいう。なお、設問の「介護専用型特定施設」とは、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるものをいう。
- C × 介保法27条8項。要介護認定は、「その申請のあった日にさかのぼって」その効力を生ずる。
- D ○ 介保法29条1項。設問の通り正しい。
- E × 介保法183条1項。介護保険審査会の決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができるとする規定はない。なお、設問の前段の記述は正しい。

〔問 9〕 正解 E

- A ○ 社審法1条1項、法2条。設問の通り正しい。
- B ○ 社審法10条1項、3項。設問の通り正しい。
- C ○ 社審法15条1項、2項。設問の通り正しい。
- D ○ 社審法27条、法42条。設問の通り正しい。
- E × 社審法34条1項、3項。設問の後段が誤り。再審査請求又は審査請求への参加は、代理人によってすることが「できる」。

〔問 10〕 正解 B

- A × 高齢者医療確保法118条1項。後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金は、「社会保険診療報酬支払基金」が、年度ごとに、保険者（都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあっては、都道府県）から徴収する。
- B ○ 高齢者医療確保法9条1項。設問の通り正しい。
- C × 高齢者医療確保法48条。「市町村」は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（後期高齢者医療広域連合）を設けるものとするとしている。
- D × 高齢者医療確保法104条1項、法105条、法107条1項。設問の「普通徴収」と「特別徴収」の記述が逆である。市町村による保険料の徴収については、市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者（政令で定める者を除く。）から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させる方法を「特別徴収」といい、地方自治法の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収する方法を「普通徴収」という。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- E × 高齢者医療確保法86条1項。「後期高齢者医療広域連合」は、被保険者の死亡に関しては、「条例」の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができるとされている。

健康保険法

〔問 1〕 正解 A

- A ○ 法3条3項1号、昭和18.4.5保発905号。設問の通り正しい。
- B × 法7条の39,1項、2項。設問の後段が誤り。設問の場合、厚生労働大臣は協会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずることができるのであるから、理事長についても、当該違反に係る場合にのみ解任を命ずることができる。
- C × 法7条の9、法7条の10,2項、法7条の12,1項。協会の理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、「理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者」がその職務を代理し、又はその職務を行うこととされている。なお、設問のその他の記述は正しい。
- D × 法22条の2。健康保険組合の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を「正当な理由がなく」漏らしてはならない。
- E × 法63条2項1号。食事の提供である療養であって入院療養と併せて行うもの（療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、65歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者に係るものを除く。）は、療養の給付に含まれない。

〔問 2〕 正解 B

- A ○ 法3条7項、令和3.4.30保保発0430第2号・保国発0430第1号。設問の通り正しい。
- B × 法115条1項、令41条。高額療養費は保険による医療費のみを対象としているので、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額又は保険外併用療養費に係る自己負担分については、算定の対象とされていない。
- C ○ 法3条5項、令和4.9.5事務連絡。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- D ○ 法144条1項、2項。設問の通り正しい。日雇特例被保険者の被扶養者に係る家族出産育児一時金の支給要件は、日雇特例被保険者自身の出産に係る出産育児一時金のように支給要件が緩和（出産の日の属する月の前4月間に通算して26日分以上の保険料が納付されていること）されているわけではない。
- E ○ 法38条7号、法附則3条6項。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 D（ア・ウ・エ・オの四つ）

- ア ○ 法43条の3、2項。設問の通り正しい。設問は、産前産後休業終了時改定の規定によって改定された標準報酬月額の有効期間の原則に関するものである。
- イ × 法76条4項、5項。設問の場合、保険者は、その費用の請求に関する審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金又は「国民健康保険団体連合会」に委託することができる。
- ウ ○ 法165条1項、3項。設問の通り正しい。なお、健康保険の任意継続被保険者の前納保険料については、国民年金の第1号被保険者に係る前納保険料のように、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなされるものではないことに注意すること。
- エ ○ 令41条5項、令42条3項5号、5項2号。設問の通り正しい。
- オ ○ 法210条。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 E

- A × 法85条の2、3項。厚生労働大臣は、入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準を定めようとするときは、「中央社会保険医療協議会」に諮問するものとされている。

- B × 法108条5項、令37条。設問の傷病手当金の継続給付と老齢基礎年金や老齢厚生年金等との調整の対象者には、傷病手当金を受けることができる日雇特例被保険者又は日雇特例被保険者であった者は含まれない。また、この調整が行われる場合であっても、必ずしも傷病手当金が打ち切られるものではなく、老齢基礎年金や老齢厚生年金等の額につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額が傷病手当金として支給される。
- C × 令46条2項、令附則5条。設問中の前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額に係る準備金の積立額の部分が誤りである。当該額は、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の1事業年度当たりの平均額の「12分の1」に相当する額とされている。なお、設問のその他の記述については正しい。
- D × 法172条1号イ。保険料の納付義務者が、国税、地方税その他の公課の滞納により、滞納処分を受けるときは、保険料の繰上徴収の対象となっているので、保険料の納期が到来するのを待たずに強制的に保険料を徴収することができる。
- E ○ 法114条、令36条、昭和16.7.23社発991号、昭和19.10.13保発538号、令和5.3.30保保発0330第8号。設問の通り正しい。令和5年4月1日以降、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の額は、産科医療補償制度に加入する医療機関等で医学的管理の下、妊娠週数22週以降に出産した場合は、本体の額である48万8千円に3万円を超えない範囲内で保険者が定める額（1万2千円）を加算した額（50万円）とされている。また、出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、2児以上の出産児については、1児ごとに支給することとされているため、設問のように被扶養者が双子を出産した場合は、合計で100万円（50万円×2）の家族出産育児一時金が支給される。

〔問 5〕 正解 C

- A ○ 法36条、昭和26.3.9保文発619号。設問の通り正しい。労働協約又は就業規則等により雇用関係は存続するが、会社から賃金の支給を停止されたような場合には、個々の具体的事情を勘案検討のうえ、実質は使用関係の消滅とみるのと相当とする場合、例えば被保険者の長期にわたる求職状態がつづき、実務に服する見込みがない場合又は公務に就任し、これに専従する場合等においては資格を喪失させることが妥当であるとされている。この趣旨から病気休職であって実務に服する見込みがあるときは、賃金の支払停止は一時的なものであり使用関係は存続するものとみられるため、被保険者資格は喪失しない。
- B ○ 法88条1項、2項、則67条、則68条。設問の通り正しい。
- C × 法115条、則109条、昭和48.10.17保発39号・庁保発20号。高額療養費の支給の請求に際して、法令上、請求書に証拠書類を添付することは、特に義務付けられていない。
- D ○ 法38条7号、令和3.12.27事務連絡。設問の通り正しい。
- E ○ 法172条1号ハ。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 C

- A × 法113条、昭和23.4.28保発623号。設問の場合は、同居している弟の被扶養者として取り扱い、家族埋葬料は、弟である被保険者に支給する。
- B × 則65条。設問の届書は、「遅滞なく」保険者に提出しなければならない。
- C ○ 法55条4項。設問の通り正しい。
- D × 法118条。被保険者又は被保険者であった者が、少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき等において、その期間に係る保険給付が行われない場合であっても、被扶養者に関する保険給付は制限を受けない。

- E × 法89条4項7号。設問の「当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料又は地方税法に基づく税の一部でも引き続き滞納している者であるとき」の部分が誤りである。正しくは、「当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき」である。

〔問 7〕 正解 D

- A ○ 法87条1項、平成11. 3. 30保険発39号・庁保険発7号。設問の通り正しい。
- B ○ 令24条1項、2項。設問の通り正しい。
- C ○ 法87条1項、昭和24. 6. 6保文発1017号。設問の通り正しい。その地方に保険医がいない場合又は保険医はいても、その者が傷病等のために、診療に従事することができない場合等には、勿論療養費の支給は認められるが、単に保険診療が不評の理由によって保険診療を回避した場合には、療養費の支給は認められないとされている。
- D × 法36条2号、平成27. 9. 30保保発0930第9号。設問の場合には、使用関係が継続しているものとして取り扱い、被保険者資格を喪失させないこととして差し支えないとされている。登録型派遣労働者（労働者派遣事業の事業所に雇用される派遣労働者のうち、常時雇用される労働者以外の者をいう。）については、派遣就業に係る1つの雇用契約の終了後、1か月以内に同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業に係る次の雇用契約（1か月以上のものに限る。）が確実に見込まれる場合には、使用関係が継続しているものとして取り扱い、被保険者資格を喪失させないこととして差し支えないこととされている。

※ 設問の「一般労働者派遣事業」は、現行法では「労働者派遣事業」となっている。

- E ○ 法3条1項2号ロ、令和4.9.9保保発0909第1号。設問の通り正しい。臨時に使用される者であって、2月以内の雇用期間を定めて使用される者であり、かつ、当該期間を超えて使用されることが見込まれないものについては、当該期間を超えて引き続き使用されるに至った場合を除き、適用除外とされているが、設問の場合には、当該2月以内で定めた期間を超えて使用されることが当初から見込まれるので、この適用除外に該当しないものとして、最初の雇用期間の開始時から被保険者となる。

〔問 8〕 正解 D

- A × 法3条3項1号レ、令1条9号。「外国法事務弁護士」は、健康保険の適用対象となる事業に含まれる。
- B × 法32条。適用事業所が健康保険法3条3項各号に定める強制適用事業所の要件に該当しなくなったときは、任意適用に係る厚生労働大臣の認可があったものとみなされる（任意適用の擬制）ため、任意適用の認可の申請を行わなくても、引き続き、健康保険の任意適用事業所に移行することとなる。
- C × 法36条、昭和25.4.14保発20号。事業所の休業にもかかわらず、事業主が休業手当を被保険者に支給する場合、当該被保険者の健康保険の被保険者資格は継続させることとされている。
- D ○ 令和5.3.30保保発0330第3号。設問の通り正しい。被保険者等からの暴力等を受けている被扶養者である被害者が被扶養者から外れる手続きについては、被保険者からの届出が期待できないことから、当該被害者からの申出に基づき、被扶養者から外れることが可能となっている。この場合において当該被害者が被扶養者から外れるまでの間の受診については、加害者である被保険者を健康保険法57条に規定する第三者と解することにより、当該被害者は保険診療による受診が可能であると取り扱われている。
- E × 法159条1項、法159条の3、令和4.9.13保保発0913第2号。設問の場合においては、育児休業等の終了時の届出は不要である。

〔問 9〕 正解 A（アとイ）

ア ○ 法159条の3。設問の通り正しい。産前産後休業期間中の保険料の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月（設問の場合、令和4年12月）から、その産前産後休業を終了する日の翌日が属する月の前月（設問の場合、令和5年2月）までの期間とされている。

イ ○ 法159条1項1号。設問の通り正しい。育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等を終了する日の翌日が属する月とが異なる場合の育児休業等期間中の保険料の免除期間は、その育児休業等を開始した日の属する月（設問の場合、令和5年1月）から、その育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月（設問の場合、令和5年3月）までとされている。

ウ × 法159条1項2号、則135条4項。育児休業等を開始した日の属する月と育児休業等を終了する日の翌日が属する月とが同一である場合は、当該月における育児休業等の日数が14日以上である場合に限り、当該月が育児休業等期間中の保険料の免除の対象となる。設問の場合、当該月における育児休業等の日数が14日に満たない〔設問の場合（育児休業等開始日が令和5年1月4日、育児休業等終了日が令和5年1月16日）の休業日数は13日となる。〕ため、当該月は育児休業等期間中の保険料の免除の対象とならない。

エ × 法85条2項。入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額である。

オ × 法63条2項1号、法85条の2,1項。設問の療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用については、「入院時生活療養費」が支給される。

〔問 10〕 正解 B

- A × 法99条1項。傷病手当金は、その労務に服することができなくなった日から起算して「3日」を経過した日から労務に服することができない期間支給される。
- B ○ 法99条1項、昭和2.3.11保理1085号。設問の通り正しい。
- C × 法193条、昭和30.9.7保険発199号の2。傷病手当金の支給を受ける権利の消滅時効は2年であるが、その起算日は、労務不能であった日ごとにその「翌日」である。
- D × 法104条、昭和27.6.12保文発3367号、昭和31.2.29保文発1590号。設問の者は、傷病手当金の継続給付の支給要件のうち、「資格喪失日の前日まで引き続く1年以上被保険者であった者」は満たしているが、資格喪失日の前日（令和5年3月31日）において労務に服しており、「その資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けているもの」は満たしていないため、傷病手当金の継続給付を受けることはできない。
- E × 法36条1号、法99条1項。被保険者が死亡した場合、死亡日当日までは被保険者資格を有するので、傷病手当金の支給期間中に死亡した被保険者については、死亡日の「当日分」までは、傷病手当金が支給される。

厚生年金保険法

〔問 1〕 正解 A

- A ○ 法26条1項、4項。設問の通り正しい。
- B × 法26条1項。本特例が適用される場合であっても、保険料額の計算に当たっては、実際の標準報酬月額が用いられる。
- C × 法26条1項。甲は3歳に満たない子を養育することとなった日の属する月の前月において被保険者でなく、また、当該月前1年間以内に被保険者であった月がないことから、従前標準報酬月額となる標準報酬月額が存在しないため、本特例は適用されない。
- D × 法26条1項6号、3項。第2子の養育に係る本特例が適用された場合、被保険者乙の従前標準報酬月額は30万円である。
- E × 法26条1項3号。第1子の養育に係る本特例の適用期間は、第2子について本特例の適用を受ける場合における当該第2子を養育することとなった日の属する月の前月までとなる。

〔問 2〕 正解 A

- A × 則23条4項。船舶所有者は、その住所に変更があったときは、速やかに、所定の届書を日本年金機構に提出しなければならない。
- B ○ 則6条。設問の通り正しい。
- C ○ 法98条3項。設問の通り正しい。
- D ○ 則38条の2。設問の通り正しい。
- E ○ 法27条、則15条1項。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 E

- A × 法8条。設問の事業主が、任意適用取消の認可を受けるためには、当該事業所に使用される者の $\frac{4}{3}$ 以上の同意を得ることが必要である。
- B × 法66条2項。設問の場合、妻に対する遺族基礎年金の支給は停止される。配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。
- C × 法12条1号イ。船舶所有者に使用される船員は、適用除外とされる「臨時に使用される者」から除かれているため、設問の船員は被保険者となる。
- D × 法46条6項、令3条の7。老齢厚生年金の加給年金額の加算対象となる配偶者が、繰上げ支給の老齢基礎年金の支給を受けるときであっても、当該配偶者に係る加給年金額の支給は停止されない。
- E ○ 法12条1号イ、法27条、則10条の4。設問の通り正しい。「70歳以上の使用される者」とは、被保険者であった70歳以上の者であって、適用事業所に使用され、かつ、厚生年金保険法12条各号（適用除外）に定める者に該当しないものをいう。

〔問 4〕 正解 D（ア・イ・エ・オの四つ）

- ア ○ 法19条1項。設問の通り正しい。
- イ ○ 法27条、法46条1項、則10条の4。設問の通り正しい。
- ウ × 令4条2項。被保険者が同時に2以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準賞与額に係る保険料の額は、各事業所についてその月に各事業主が支払った賞与額をその月に当該被保険者が受けた賞与額で除して得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じて得た額とされている。
- エ ○ 法65条。設問の通り正しい。
- オ ○ (60)法附則73条1項。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 B

- A ○ 法63条。設問の通り正しい。「死亡した夫の血族との姻族関係の終了」は、遺族厚生年金の失権事由に該当しない。
- B × 法66条1項。甲が障害厚生年金の受給を選択した場合であっても、甲の子に対する遺族厚生年金の支給停止は解除されない。
- C ○ 法59条の2。設問の通り正しい。
- D ○ 法66条1項他。設問の通り正しい。子に対する遺族厚生年金は、遺族基礎年金とは異なり、生計を同じくするその子の父又は母があることを理由に、その支給を停止しない。
- E ○ 令3条の10、平成23. 3. 23年発0323第1号。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 A

- A ○ 法附則8条の2, 1項。設問の通り正しい。
- B × 法附則17条の10。特別支給の老齢厚生年金の支給要件の1つである「1年以上の被保険者期間を有すること」の判定において、当該被保険者期間から離婚時みなし被保険者期間は除かれる。
- C × 法附則11条の6, 1項他。特別支給の老齢厚生年金について、在職老齢年金の仕組みによる支給停止の調整が行われる場合であっても、高年齢雇用継続給付との併給調整は行われる。
- D × 法44条の3他。特別支給の老齢厚生年金について、支給繰下げの規定はない。
- E × 法附則9条の2, 1項。設問の障害の状態は、障害等級1級、2級又は3級に該当する程度の障害の状態とされる。

〔問 7〕 正解 C

- A × 法44条2項。第3子以降の加給年金額は、配偶者の加給年金額の $\frac{3}{4}$ の $\frac{1}{4}$ に相当する額となる。
- B × (60)法附則60条2項。特別加算額は、受給権者の生年月日が遅いほど高額となる。
- C ○ 法52条の2,1項。設問の通り正しい。
- D × 法48条。当初から障害等級3級の障害厚生年金の受給権者に対して更に障害等級3級の障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合には、厚生年金保険法48条の規定は適用されない。障害厚生年金（その権利を取得した当時から引き続き障害等級の1級又は2級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下本解説において同じ。）の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、厚生年金保険法48条の規定により、前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金が支給され、従前の障害厚生年金の受給権は、消滅する。
- E × 法57条。障害手当金の額は、厚生年金保険法50条1項の規定の例により計算した額の100分の200に相当する額とする。ただし、その額が「障害等級2級の障害基礎年金の額に $\frac{4}{3}$ を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）に2を乗じて得た額」に満たないときは、当該額とする。

〔問 8〕 正解 D

- A × (24)法附則17条12項。特定適用事業所とは、事業主が同一である1又は2以上の適用事業所であって、当該1又は2以上の適用事業所に使用される特定労働者(70歳未満の者のうち、厚生年金保険法12条各号のいずれにも該当しないものであって、特定4分の3未満短時間労働者以外のものをいう。)の総数が常時100人を超えるものの各適用事業所をいう。
- B × 法20条2項。毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健康保険法40条1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。
- C × 法2条の4,1項、国年法4条の3,1項。政府は、少なくとも5年ごとに、国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しを作成しなければならない。
- D ○ (16)法附則2条1項。設問の通り正しい。
- E × 法11条。任意単独被保険者が、厚生労働大臣の認可を受けて被保険者の資格を喪失する際に、事業主の同意を得る必要はない。

〔問 9〕 正解 D

- A × (60)法附則59条2項。甲と乙に支給する老齢厚生年金に係る経過的加算の額は、同額となる。
- B × 法44条の3,4項。繰下げ加算額は、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の額と在職老齢年金の仕組みによりその支給を停止するものとされた額を勘案して政令で定める額とする。

- C × 法44条の3, 5項。設問の場合、裁定請求をした日の5年前の日に支給繰下げの申出があったものとみなされるため、支給される老齢厚生年金には繰下げ加算額が加算される。
- D ○ 法43条2項。設問の通り正しい。
- E × 法43条3項。被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日（事業所に使用されなくなったとき等は、その日）から起算して1月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。

〔問 10〕 正解 B（アとウ）

- ア × 法50条3項。障害厚生年金の給付事由となった障害について国民年金法による障害基礎年金を受けることができない場合において、障害厚生年金の額が障害等級2級の障害基礎年金の額に $\frac{4}{3}$ を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）に満たないときは、当該額が最低保障額として保障される。
- イ ○ 法53条2号。設問の通り正しい。
- ウ × 法59条1項1号、法65条の2。遺族厚生年金の受給権を取得した当時55歳以上60歳未満の夫が、国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有するときは、夫が60歳に達するまでの期間について、遺族厚生年金の支給は停止されない。
- エ ○ 法58条1項3号。設問の通り正しい。
- オ ○ 法63条1項5号ロ。設問の通り正しい。

国 民 年 金 法

〔問 1〕 正解 D

- A × 法94条1項。老齢基礎年金の受給権者は、追納をすることはできない。
- B × 法43条。付加年金は、付加保険料に係る保険料納付済期間を有する者が老齢基礎年金の受給権を取得したときに、その者に支給される。
- C × 法92条の2。厚生労働大臣は、被保険者から、口座振替納付を希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。
- D ○ 法30条の4,1項。設問の通り正しい。
- E × 法50条。死亡した夫が3年以上の付加保険料納付済期間を有していた場合であっても、付加年金の額に8,500円の加算は行われない。

〔問 2〕 正解 C

- A ○ 法89条1項他。設問の通り正しい。
- B ○ 法46条、令4条の5,2項。設問の通り正しい。付加年金の支給は、老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行ったときは、当該老齢基礎年金に併せて繰り下げられ、この場合の付加年金の額は、老齢基礎年金と同じ率で増額される。
- C × 法52条の3,1項。死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。甲の死亡当時甲と生計を同じくしていた妹である乙は、他の要件を満たす限り、死亡一時金の受給権者となる。
- D ○ 法49条1項。設問の通り正しい。設問の夫は、第1号被保険者としての保険料納付済期間及び保険料免除期間を10年以上有していないため、設問の妻に寡婦年金は支給されない。

E ○ 法104条。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 C

A × 法69条。故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。

B × 法90条の3、(16)法附則19条、(26)法附則14条。納付猶予制度は、国民年金法本則に規定されるものではなく、法附則に規定されている令和12年6月までの時限措置である。なお、学生納付特例制度が法本則に規定されているとする記述については正しい。

C ○ (6)法附則11条6項4号。設問の通り正しい。

D × 法7条1項2号、法附則3条。厚生年金保険の被保険者が65歳未満である間は、その者が特別支給の老齢厚生年金の受給権者であっても、第2号被保険者とされる。

E × 法24条。法24条において、給付を受ける権利は、担保に供することができないとされており、現在、例外規定は設けられていない。また、遺族基礎年金を受ける権利を、国税滞納処分（その例による処分を含む。以下本解説において同じ。）により差し押えることはできない。なお、老齢基礎年金を受ける権利を、国税滞納処分により差し押えることは可能である。

〔問 4〕 正解 A

A × 法11条2項。被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失したときは、その月を1か月として被保険者期間に算入するが、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、後の資格取得についての期間のみをもって1か月の被保険者期間として算入する。

B ○ 則65条2項、3項。設問の通り正しい。

C ○ 法95条の2、法111条の3、1項。設問の通り正しい。

D ○ 法附則9条の2の3。設問の通り正しい。

E ○ 法26条。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 B

- A × 法5条1項、6項。保険料の4分の1免除の規定によりその4分の1の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額（4分の3の部分）が納付又は徴収されたものは、保険料納付済期間とはされず、保険料4分の1免除期間とされる。
- B ○ 平成30.12.6年管管発1206第1号。設問の通り正しい。
- C × (60)法附則8条4項。設問の期間は、老齢基礎年金の年金額の計算に関しては保険料納付済期間には算入されず、合算対象期間に算入される。
- D × 法11条の2、法87条2項、法94条の6。設問後段のような規定はない。設問の場合、4月は第2号被保険者であった月とみなされるため、4月について、国民年金の保険料は徴収されない。なお、納付した4月分の保険料は、その者の請求により還付される。
- E × 法36条の2,1項2号、3号、則34条の4。設問の施設に拘禁・収容されている場合であっても、未決勾留中の者について、20歳前傷病による障害基礎年金は、その支給を停止しない。

〔問 6〕 正解 C

- A ○ 法36条の4,1項。設問の通り正しい。
- B ○ 則25条3項。設問の通り正しい。
- C × 法28条、則16条4項他。老齢基礎年金の支給繰下げの申出と老齢厚生年金の支給繰下げの申出は、必ずしも同時に行う必要はない。老齢基礎年金又は老齢厚生年金のいずれか一方のみを繰り下げること可能である。
- D ○ 平成27.9.30年管管発0930第6号。設問の通り正しい。
- E ○ 法40条。設問の通り正しい。

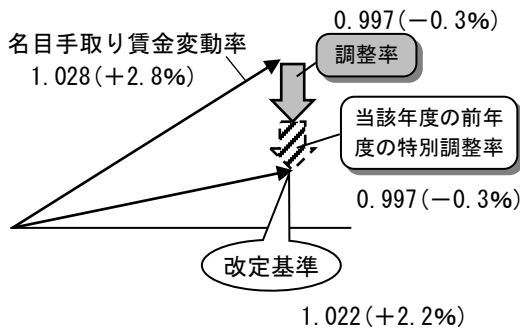
〔問 7〕 正解 A

- A ○ 法92条の5, 1項、則72条の7。設問の通り正しい。
- B × 国民年金・厚生年金保険障害認定基準。設問文は2級に関する記述である。国民年金・厚生年金保険障害認定基準において、1級は、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものである。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。
- C × 法37条の2, 2項。被保険者等の死亡の当時胎児であった子が生まれたときは、将来に向かつて、その子は、被保険者等の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとみなし、配偶者は、その者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。したがって、その子の遺族基礎年金の受給権は、被保険者等の死亡時にさかのぼって発生することはない。
- D × 法21条の2。法21条の2は、当該過誤払による返還金に係る債権（以下本解説において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができるとしている。
- E × 法附則5条1項。設問の「70歳」を「65歳」に置き換えると、正しい記述となる。

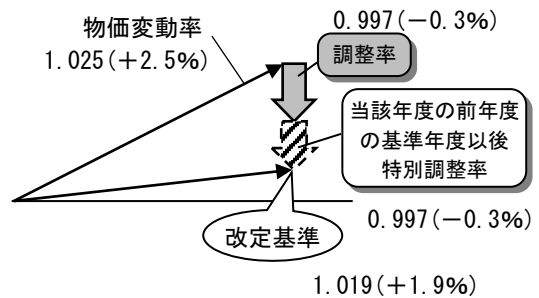
〔問 8〕 正解 C

A × 法27条の4,1項、法27条の5,1項、改定率改定令1条。令和5年度の改定率の改定については、新規裁定者及び既裁定者ともにマクロ経済スライドによる調整が行われている（下図参照）。

【新規裁定者に係る改定基準】



【既裁定者に係る改定基準】



なお、上図の通り、令和5年度における新規裁定者（昭和31年4月2日以後生まれの者）に係る改定率の改定基準は1.022と、既裁定者（昭和31年4月1日以前生まれの者）に係る改定率（基準年度以後改定率）の改定基準は1.019とされたことから、令和5年度の新規裁定者に係る改定率が1.018〔 $\div 0.996$ （令和4年度の改定率） $\times 1.022$ 〕と、既裁定者の基準年度以後改定率は1.015〔 $\div 0.996$ （令和4年度の基準年度以後改定率） $\times 1.019$ 〕と、それぞれ異なるものとなったため、令和5年度における老齢基礎年金の満額は、新規裁定者と既裁定者とで、それぞれ異なる額となった。

B × 法87条3項、5項。令和5年度の国民年金保険料の月額額は、法87条3項において令和元年度以後の年度に属する月の月分として規定されている「17,000円」に保険料改定率を乗じて得た額（その額に5円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。）とされる。なお、保険料改定率は、法87条5項の規定により、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に名目賃金変動率を乗じて得た率を基準として改定される。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

- C ○ 法94条1項。設問の通り正しい。保険料の4分の3免除、半額免除及び4分の1免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限り、追納の対象となる。
- D × (60)法附則8条5項、(元)法附則4条1項。設問の「平成4年3月31日」を「平成3年3月31日」に置き換えると、正しい記述となる。
- E × 法27条、(16)法附則9条、(16)法附則10条1項。臨時の財源の活用により、実効的な国庫負担割合が3分の1から2分の1に引き上げられたのは「平成21年4月1日」以降であり、設問の年金額の反映割合、すなわち、老齢基礎年金の額の計算に係る保険料免除期間の月数の計算に用いる乗率は、当該免除期間が平成21年4月1日前のものか同日以後のものかによって異なる。なお、恒久措置として国庫負担割合が3分の1から2分の1へ引き上げられたのは、平成26年4月1日である。

〔問 9〕 正解 D

- A × 法附則9条の2,6項、令12条2項。付加年金の支給は、老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行ったときは、当該老齢基礎年金に併せて繰り上げられ、この場合の付加年金の額は、老齢基礎年金と同じ率で減額される。
- B × (60)法附則14条2項、4項、厚年法44条1項。設問の場合、妻は、夫の老齢厚生年金の年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間が、在職定時改定により240月以上となった日の属する月の翌月から、振替加算が行われた老齢基礎年金の支給を受けることとなる。
- C × 法附則5条9項、(16)法附則19条5項、(26)法附則14条4項。任意加入被保険者は、保険料免除の対象とならない。
- D ○ 法18条の2。設問の通り正しい。
- E × 法127条3項3号。設問の場合、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日に、加入員の資格を喪失する。

〔問 10〕 正解 C（イとエ）

ア × 法36条の3,1項。設問の「3分の1」を「2分の1」に置き換えると、正しい記述となる。

イ ○ 法34条2項、3項。設問の通り正しい。

ウ × 法20条1項、法附則9条の2の4。障害基礎年金の受給権者が65歳に達した後、遺族厚生年金の受給権を取得した場合、これらの年金は併給される。なお、設問前段の文章は正しい。

エ ○ 法40条。設問の通り正しい。

オ × 法18条1項、3項、法19条1項、法29条。設問の場合、死亡した者は令和5年6月において令和5年4月分及び同年5月分の年金の支給を既に受けているため、まだ支給されていない未支給年金は、6月分のみである。